

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	参考資料
Author(s)	富澤, 芳亜
Citation	拓蹊, 5 : 25 - 28
Issue Date	2023-08-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054521">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054521</a>
Right	
Relation	



## 【参考資料】

【書評】金子肇『近代中国の国家と商人：税政と同業秩序のダイナミクス』  
(有志舎、2022年7月、viii+421+15ページ、7,800円+税)

広島中国近代史研究会 2023年5月13日 富澤芳亜(島根大教育学部)

### 1. 概要

○金子肇氏のこれまでの業績

①『近代中国の中央と地方：民国前期の国家統合と行財政』汲古書院、2008年

②『近代中国の国会と憲政 議会専制の系譜』有志舎、2019年

・本書も含めて「制度」を通じた分析に特徴

本書のテーマ：近代中国における国家と同業団体との関係の体系的な解明。

○中国在来の同業業団体：西欧のギルドや日本の座・株仲間とは異なる独自性が存在→

「日本の座や株仲間のように政府によって営業特権を付与され、その見返りとして冥加金を上納するような『納税単位』ではなかったが、国家の徴税を補完するという特殊な機能を有した」(9頁)。「要するに加入強制は、中世の西欧ギルドが行使したような特権的営業独占のためではな」い(205頁)→中国の同業団体では枠外に多数の同業者

○分析対象：上海を中心とする江蘇省の長江以南の地域(江南)、但し付章は武漢→本書は日本の中国同業団体史研究を継承しつつも、村松祐次、足立啓二による〈国家-社会〉関係の理論的研究の枠内での事例研究ではなく、上海の個別的史実の中から検証という歴史学的作法による労作

○分析の時期：清朝末期の光緒新政から中華人民共和国の成立時期(1952年)まで。

○分析視角：①税政と同業団体(同業秩序)をめぐる関係、特に請負徴税

②国家による同業団体の制度的再編成

・上海(江南)では税務当局が商工業者層の経営を的確に把握できず。

・中国の同業団体：ルーズな同業規制能力

徴税請負により同業秩序を規制しようとする同業団体と、同業団体の徴税補完機能に依存して税金を確保しようとする国家の間に、ときに税負担の増加などによる(表層では)激しい対立をともしないながら、(内面では)同業団体のルーズな同業規制能力と国家の脆弱な社会把握能力とを、相互に補完しあう双利的な共生関係が形成(12頁)。

○中小・零細業者への着目：近代の同業団体は同業秩序の安定化のために、国家に法制的による介入と規制を求める(五章)→濃厚な在来的要素を留める中小・零細業者は秩序攪乱の要因に、税政の近代化と伝統的な同業秩序との軋轢→「近代(西欧的)な制度の導入による伝統的な構造のきしみこそ、中国の近代」(20221202東京の現代史研での金子氏の発言)。

序章 問題の提起：近代中国の税政と同業団体 【】内は初出年

第I編 清末・民国の税政と政治変動

第一章 徴税請負と同業団体：認捐の普及とその構造①【2000年】

第二章 徴税請負と官商関係：袁世凱政権の認捐統制①【2000年】

第三章 国民革命と政治選択：上海商業聯合会の結成②【1985年】  
 付章 武漢の商民協會と中小・零細商工業②【1990年】  
 第Ⅱ編 民国後期の税収と同業秩序  
 第四章 同業団体の再編とギルド的秩序：商民協會を対象に②【1989年】  
 第五章 規制と攪乱：世界恐慌前後の同業秩序②【1997年】  
 第六章 脱税事件と行政裁判：政府に抗う土酒商人①【2013年】<sup>\*1</sup>  
 第七章 税の近代化と商慣習：劣化する戦後貨物税①【2017年】  
 第八章 税収確保と帳簿検査：潰える所得税の理念①【書き下ろし】  
 第Ⅲ編 人民共和作成立期の税収と同業秩序  
 第九章 同業秩序の政治化：抗米援朝運動と愛国業務公約②【2014年】  
 第十章 同業団体に依存する徴税：工商業税民主評議の実施①【2014年】  
 第十一章 組織される徴税：失われる同業団体の徴税機能①【2017年】  
 結章 税政と同業秩序をめぐる対立と共棲

## 2. 内容のまとめ

この部分については、『史学研究』に掲載予定の書評をご覧ください。

## 3. 本書の持つ意味

- 国家と社会（同業団体）との関係を税政という一貫した視角から、清末の光緒新政から中華人民共和国成立期までを、請負徴税の展開を上海・江南から定点観測。民国成立以降、袁世凱政權、国民政府のいずれもが、国家の脆弱な社会把握能力を解消できず、同業団体に徴税を請け負わせざるを得なかった。一方で同業公会は請負徴税により同業秩序の強化を図るが、そのルーズな同業規制能力も解消されずに、相利的な「共棲」＝相互補完関係が続いた。しかし成立当初、同業団体との「共棲」関係を選択したかに見えた共産党政權が、商工業者を「個」とした捕捉する「專管制」を導入したことで、同業団体は徴税補完機能を失い、「共棲」関係が終了したことを明解に提示している。
- ・本書で明らかにされる社会把握能力の低い国家と、同業規律能力の低い同業団体の相利的な共棲関係は、ダロン・アセモグル、ジェイムズ・ロビンソン『自由の命運：国家、社会、そして狭い回廊』<sup>\*2</sup>の視点に通じるものがある。彼らは国家と社会との危うい均衡を「狭い回廊」と呼び、この「狭い回廊」をくぐり、そこに留まった国だけが、自由と繁栄に近づいたと主張。本書で記される戦後国民政府期は、彼らのいう「不在のリヴィアサン」（無政府状態）を想起させる。そこでは往々にして「社会を再編して政治的・経済的な力を拡大しようとする一部の主体の野望を前にして、政治的に屈してしま」い「專

\*1金子肇「戦前中国の地酒商人、地酒税と南京国民政府：ある行政訴訟をめぐる」 広島大学大学院文学研究科歴史文化学講座、中国四国歴史学地理学協会編『地域アカデミー公開講座報告書』2013年

\*2ダロン・アセモグル、ジェイムズ・ロビンソン『自由の命運：国家、社会、そして狭い回廊』早川書房、2020年

横のリヴィアサン」(独裁国家)が生まれるとする(上巻73頁)。アセモグル、ロビンソンは、「帝国時代との連続性」を中華人民共和国の専横の本質と捉えている。本書で実証された史実は、中華人民共和国成立による強い国家の誕生により、国家と社会との均衡が崩れたことが分かり、より示唆的である

- 中小・零細商工業者への一貫した着目：檔案、新聞、公刊資料の丁寧な蒐集と歴史的分析により、近代的制度の導入による伝統的構造の軋みが明らかに。
- ・金子肇「上海における『攤販』層と国民党に関する覚書き：商民協会の結成とその廃止をめぐって」『広島大学東洋史研究室報告』第10号、1988年が起点。
- ・『新民晩報』の記事を広島弁？で訳出(401、403頁)栄豊木器号の店主「わしらはお隣さん同士でお互いよく見知った仲じゃないか。全部でたった一〇万円の税を払えないからって、あんたも遠慮することはないよ」。
- ・現在の檔案の公開状況を考えれば、今後、これだけの史料的な深度を有する成果は困難とも思われる。

#### 4. 若干の疑問

- ①中国の同業団体における「ギルド的」とは、ギルドを使うことは適切なのか？：3章、付章、4章、5章には「ギルド的」の頻出、6章以降はほとんど現れない(317頁)。ギルド的色彩(124頁)、ギルド的秩序(125、147頁)、ギルド的要素、ギルド的な労働規制(146頁)←岡本隆司氏の指摘「モースがいたいのは、西洋・イギリスの『ギルド』が一貫して、政府の『権力』代行し、『法律の下』にあったという特徴である。それに対し、中国の(ギルド)はどうか。…『法律の下に入』ったことがなく、『法律の外に成長し』たのだから、つまりモースは中国のギルドについて、『法律の下』にあった西洋の『ギルド』の特徴を否定しているわけである。」<sup>\*3</sup>
- ②日中戦争期とアジア・太平洋戦争期、戦後期に上海商工業界は大きく変化：日本による1939年の「中支那軍票交換用物資配給組合」(軍配組合)、汪政権下の43年の全国商業統制總會(商統会)の設立による上海商工業界の再編。商工業の代表的人物の上海脱出。戦時中(1943年)の租界返還。戦後の漢奸裁判。独自性の基盤を失う商工業界。一方で国家も国共内戦で弱体化するが、46年4月12日公布・施行の新公司法により外国会社もその管轄下には外資企業も→こうした変化は、国家と同業団体の関係にどのような影響を与えたのか。
- ③なぜ戦後の国民党政権期には、納税側者の実態と乖離した「近代的」税制(貨物税、所得税)を実施するのか：「当時の中国においてもっとも資本主義化が進んだ上海であっても、商工業界、とりわけ零細業者の実態や同業秩序は、厳格な貨物税制度の運用に適應することが困難だったのである。税政を通じて国民党政権が上海商工業界の底辺にまで

---

\*3岡本隆司『近代日本の中国観』講談社選書メチエ、2018年、142、143頁。

把握・管理の手を伸ばしていくには、零細業者の在来的慣習や経営方法を合理化し、同業公会の組織力を強化していく必要があった」(266-267頁)←80%が非識字者では(表)、帳簿を前提とする税制は実施困難では。南京国民政府期の国税、伝統的な塩税と関税、製造者消費税(庫出し税)である統 税の混合→経営内容には踏み込まず。課税製品における外資企業の存在。近代的紡績工場でも帳簿では蘇州碼子を使用した単式簿記(蘇綸紗廠)・近代的税政のためには、制度の近代化のみではなく、納税側への近代的教育の拡充(初等教育の充実)も併行して必要になるのでは。

表 1949年の学生数・既卒者数の統計表

	学生数 (万人)	既卒者数 (万人)	同年齢中の 在学者の%
学校種	2,400	7,000	25.0
小学校(1~6年級)	130	400	3.0
中学校(7~12年級)	12	185	0.3
非識字者数		43,200	80.0
成人数		34,000	63.0
総人口		54,000	

出所：董宝良、陳桂生、熊賢君『中国教育通史、中華民国卷(中)』北京師範大学出版社、2013年、40頁。

④国民党政権と共産党政権の税務人員

養成：(1950年5月の)「納税戸調査には、税務工作人員三四〇名、華東税務学校の学生四六六名…」(385頁)、「納税互助小組」を指導する稽徴員(392頁)→紡織技術者養成では、戦時中に関係の工学関係教育機関は国民党政権統治区、日本占領地区、租界に分散。共産党政権は、これを上海、天津、西安の三箇所に統合・集中することで国民政府期とは桁違いの技術者を養成。労働者にも識字教育の実施。税務人員養成、納税者教育などの動きは見られるのか。